

地方財政審議会付議（説明）案件

令和6年8月27日（火）

（案件名）

令和6年度8月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）
(地方財政審議会の意見の聴取)

第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課
理事官 大熊 智美
(内23511)

令和6年度8月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第31条に基づいて、令和6年度8月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体

全都道府県

3 譲与額

5,881億円(5月～7月における交付税及び譲与税配付金特別会計の収納額)

・前年度8月期比 +1,136億円 (+23.9%)

4 譲与日

令和6年8月30日（金）

5 譲与基準等

譲与総額	特別法人事業税収入額 ^{《注》}
譲与基準	人口 ※財源超過団体に対する譲与制限あり
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の使途	条件・制限なし
令和5年度譲与実績	21,744億円
令和6年度地財計画	21,186億円

《注》令和2年2月以降に国に払い込まれた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税の原資とみなして譲与。

(案)

總 稅 企 第 号
令和 6 年 8 月 30 日

各都道府県知事 殿

總 務 大 臣
(公印省略)

特別法人事業譲与税譲与金の譲与について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 4 号）第 31 条の規定に基づいて譲与すべき特別法人事業譲与税譲与金を令和 6 年 8 月 30 日に別紙の金額のとおり譲与します。

令和6年度8月期 特別法人事業譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金額
北海道	26,871,785
青森県	6,367,329
岩手県	6,226,146
宮城県	11,839,868
秋田県	4,935,011
山形県	5,493,189
福島県	9,428,460
茨城県	14,745,902
栃木県	9,942,760
群馬県	9,973,434
埼玉県	37,776,369
千葉県	32,322,999
東京都	11,589,173
神奈川県	47,510,424
新潟県	11,321,814
富山県	5,322,364
石川県	5,824,927
福井県	3,944,210
山梨県	4,165,943
長野県	10,533,546
岐阜県	10,177,274
静岡県	18,686,667
愛知県	38,792,943
三重県	9,104,956
滋賀県	7,270,627
京都府	13,259,888
大阪府	45,454,913
奈良県	28,108,174
和歌山県	6,812,169
鳥取県	4,745,131
島根県	2,846,341
岡山県	3,451,805
広島県	9,712,782
山口県	14,399,722
徳島県	6,902,619
香川県	3,700,911
愛媛県	4,887,395
高知県	6,865,494
佐賀県	3,556,734
長崎県	26,411,973
熊本県	4,173,494
大分県	6,749,647
宮崎県	8,940,612
鹿児島県	5,780,314
沖縄県	5,501,156
合計	8,168,885
	7,547,697
合計	588,145,976

(参考) 令和6年度 特別法人事業譲与税 譲与制限について

財源超過団体：東京都

財源超過額：19,760億円

8月期譲与額（譲与制限後）：116億円

8月期譲与制限額：539億円

※ 譲与制限がない場合の8月期譲与額 $539 + 116 = \text{約} 655$ 億円

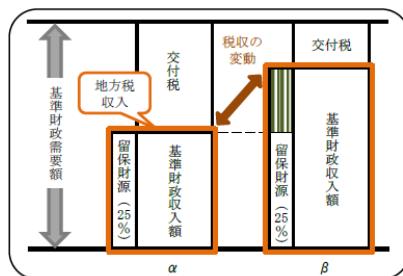
特別法人事業譲与税の譲与制限について

財源超過団体に対して次のとおり譲与制限を行う。

(※) ここで財源超過額は、譲与制限前のもの。

- ① 初算出額の25%は不交付団体にも保障し、残余の75%を譲与しない。
- ② 財源超過額が小さい場合には、財源超過額の範囲内で譲与制限を行う。

<交付団体における財源の動き(イメージ)>



<特別法人事業譲与税における譲与制限のイメージ>

①財源超過額が大きい場合

②財源超過額が小さい場合

